

全く其の影を失ひ、村民は纔に甘藷及び麥の收穫によりて其の生計を維持し來りたるが一面に在つては國家の方針に隨ふて教育事業を振興せざるべからざる重大の任務あり、學校を新築せんか之れが財源の捻出固より困難の業たるを免れず、若し之れを放任せんか村内の子弟は貴重なる義務教育をも受くる能はざる大不幸を生すべきこと既に數に於て歴然たるものあり、進退維れ谷まることは眞に此の時を稱するならん然るに當時の本村當局者は凡ゆる辛慘を嘗めつゝ不届不撓斷じて方針を誤ることなく日夜孜孜營々以て本村並に村民の爲めに盡瘁して已まざりき、若し斯かる先覺者なからんか村は疾く以前に經濟的に破滅の運命に陥り玉出町今日の隆盛を實現すると終に不可能たりしならん、之れを思へば我町民の此義氣ある先人に負ふ所や實に莫大なるものなくんばあらず、是に於て我等町民は斯かる偉大なる先人を有するとを至大の誇りとするものなると同時に又其の遺徳を追慕するの情殊に一層切なるものあるを覺ゆ、今や大阪市接續町村編入時期を眼前に見て此の地の發展を祝福せざるを得ざるの時に遭遇し偶ま首を回らして町村制實施當時の事に想到す、苟も心ある者誰か遂に今昔の感なきを得んや。

第二章 沿革

玉出町は大正四年十一月十日町制の實施と同時に舊名勝間村を改稱せしものなるが、而も「玉出」の名稱は新奇のものに非ず、由つて來るところ甚だ遠く、往古は曾て玉出の里と稱したる時代ありき、又此の地方は古來瀬海の地なりしを以て、勝間村と云ひし以前は勝間の浦と稱へ、又木妻の浦、古妻の浦等と書せしこと古書に見えたり、斯くの如く勝間を稱して「こつま」と呼びしことは明白の事實なるを以て、本町の沿革を叙述するに當りては必ず先づ遡つて勝間と玉出の二名稱の起源を探らざるべからず。

勝間の由來

勝間を訓して「こつま」と呼べることは前に述ぶるが如し、然らば其の「こつま」なる稱は如何にして起りしかと云ふに、以前に木妻又は古妻古津女と書きたる所より

見るにも、東成郡住吉村奥天神の巽の方に當りて此の名稱の地あり後に至りて此の地を開發したりし人の姓氏に因みて此の稱を附したりとの事が相當信すべき理由ありとするも、單に之れを以て勝間の名稱の唯一的起源なりと斷定するは餘りに獨斷の嫌ひなき能はず蓋しこつまには相當の理由を具有する語源なからざるべからず、是れ地名研究者當然の推理にして固より編者の敢て言を好むものにあらざるなり、勿論こつまなる語が何れの時代より稱されたりしかば、文書の徵すべきなきを以て之れを知るに由なし、されど推古天皇の御宇元年(紀元一二五三年)厩戸王子四天王寺を造營し給ひし時、建築材料として諸國より多くの巨木を貢せしことあり、仍て一時之れを海濱に運びたるに、造營地までの運搬容易ならざるに由り、巨溝を穿ちて之れを運びたるもの即ち是れ鮎川にして、木材の着せし所を木津と名づけたりと云へば、木津即ちこつと云ふことも亦蓋しこつまの名稱に何等の關係なしと謂ふべからず、右につき角正方所豐國神社社司は書を寄せて一の意見を提出せらる、乃ち之れを掲げて識者の參考に供することすべし。

按ずるに、粉濱は木濱、勝間は木爪の轉訛せるより起れる地名なるか、住吉神社造

營の用材を積置きし土地なるよりして木濱木爪の名の起れるにや、天王寺造營の用材を置きしより木津といへる地名の起れるにも一考すべし、然し此の木津も粉濱、勝間の接續地帯なれば、木津に住吉神社に引よせて見るも亦よろしかるべし云々。

是れは頗る道理ある説と稱すべきものなり、或は傳ふ仁治年中住吉村奥天神附近の里長勝間の大連なる者此の地を開發し、神領となして移住せしより遂に此の稱あるに至りたりと、されど勝間の大連なる名は信用すべき古書に見當らざるのみならず、勝間の姓は姓氏錄にも記載され居らず、尤も何人か、此の地を開發して以て神領となせしとは信すべき事柄なるが、如何に考ふるも大連が住吉附近に居住せしとも覺わす、抑も大連は古代の制度にある大官の名稱にして、左右大臣に匹敵すべき權威者なるのみならず、上記仁治の頃(紀元一九〇〇年)四條天皇の御宇、北條泰時執權時代は大連の官職廢止されて尙六百年を経たる後なるを以て勝間の大連なる者の存在は何等かの誤謬なると自ら明かなり、然らば此の勝間なる名稱は如何にして附せられしやといふに、編者は玉出町の舊家澤田賢治氏所藏の後藤氏

系圖なる記録につき有力なる事實の證據を閲覽せり、同系圖に曰く

織田信長の家臣勝市郎右衛門尉重克身退き住吉に閑居す、住吉より西北に當り葎島あり、此の島を市郎右衛門尉重克詰所として開發し古妻村と名づく(中畧)古昔開發せし時は住吉津守兵部少輔殿の知行所なり、勝市郎右衛門尉重克地方功有者なればとありて津守殿より御代官職を蒙り云々、
又同系圖書に曰く

大阪亂世治まりしより勝間村は御領と成る、其時勝の一字を用ひて勝間村と改めよと從御公儀の仰付、古妻村の文字を改め勝間村と書なり、夫より名字を改め後藤氏とす云々、

知るべし先づ「こつま」なる名稱の遙か以前に起生し、而して後に至り勝間なる文字の現はれ來りしことを、斯く叙し來れば「勝間」なる名稱の起源も自ら分明となるの傾向を呈し、或は「勝玉の里」のたの字を略したるものなりとか、又は「かたま船の古語の訛りたるものなりとかの說の漸々眞に遠ざかり行くことを覺ゆべし、唯「こつま」なる語が孰れに由來せるかの一事が何等かの文書によりて明白に立證し得ざる

を憾みとするのみ、されど土地の如き固有の名稱は或る程度以上には穿鑿の方法なく、強いて之れを爲さんと欲せば遠に知らず誠らず所謂牽強附會の講りを後世に残すの愚を犯すに至るべし、顧ふに「こつま」なる名稱は餘程古き以前より傳へられたるものにして、或は聖德太子が四天王寺を造營し給ひし推古天皇の御宇よりも一層古く使用されたるやも知るべからず、若し然りとせば夫の舊邦内各處に蟠居したりしアイヌ族の稱呼に係るものか、或は歸化朝鮮民族の呼唱せるものか、或は天孫民族の撰名によるものか、必ずや三者中の一に居らざるべからず、又紛々たる諸說中、古妻又は古夫を訓して「ふるつま」となすところより見て此の「ふるつま」を以て「こつま」以前に使用せるものと爲すは寧ろ當らず、尙古文書の記する所を綜合するに、此の地が住吉大社の神領なりしものなることは疑ひを容るゝの餘地なく、又此の地が初め住吉奥天神附近にありし「こつま」の名稱を茲に轉用せしことも亦決して無稽の事にあらざる也、更に古歌を通じて考察せんか、何等の徵するに足るものなく、若し強て穿鑿するも是れ亦失望の跡を追ふに過ぎざるべし、而して偶ま僅かに一二の録せらるゝものあるも皆古調を帯びず、

名寄 おもひ出よ千代の子の日のけふことに

かつまの浦の岸の姫路

読人しらす

同 夕がほの花のさかりに又もこん

勝間の里の垣根あらずな

熊谷直敏

之れ等は皆勝間に改稱されし後の新らしき歌にして「古津女」「古夫」「古妻」などの語を讀み込みし古調の歌は遺憾ながら歌集のいづれにも見當らず。

要するに「勝間」の前稱たる「こつま」なる語が孰れに胚胎せしものなるかは、漠として考ふべからざるものゝ如し。而して在來の書史に何等の徵すべきものなしとせば、穿鑿は全く不可能の事と稱して可なるべきが、此の事につき既刊の書史に如何に記載されたるかを見るも亦趣味なきにあらずと思惟し乃ち西成郡史(西成郡役所編纂兼發行)並に大阪府全誌(井上正雄氏著)所載の一部を茲に抄出して讀者の參考に供すべし。

勝間村

(西成郡史所載)

本村も亦古へ瀕海の地にして古圖などに木妻の浦と見ねたるは蓋し此浦曲のことなるべし。古くは古妻と書きて「ふるつま」を懐ふの意に採れりと云ひ、勝間とは「勝玉の里」のたの字を略したるなりと傳ふ。或は又「かたま」船の古語の訛りたるものとも云へる説あり。又の一説には、古くは玉出の里とも呼びしと傳ふ。元こつまと云へる地は、今の東成郡住吉村にありしが、里の長某の仁治年中此の地を開發して住吉大社の神領となし、に始まれる所にして、其の居住を此に移したるより勝間の名ありとかや。されば古妻と云ひ玉出と云ふも、蓋し皆舊住の地に外ならず。今の本村光福寺の如き當時は之を松林山興福寺と稱せしが、元應元年住吉玉出の里より此に移り來れりと云ふに觀るも、其の事實なるを旁證すべし。其の後足利氏の季世より織田豊臣氏の頃にかけて數次に地の開發ありしと口碑に残り、斯くの如くにして地調ひたれば諸方より移住するもの多く、遂に立派なる一大村を形ちづくるに至りしなるべし云々。

玉出町

(大阪府全誌所載)

往時は海濱にして古津女浦又は古妻浦の名あり、古妻は一に古夫に作る。後勝間浦と呼べり、こつまの轉訛ならん、然れども或はいふ、勝間は勝玉の里のたの字を略したるなりと、又いふ、かたま船の古語の訛りたるなりと、復た一説にはいふ、「こつまの里」といへるは、もと今の東成郡住吉村奥天神の巽にありし在所なりしが仁治年中里長勝間大連本地を開發し、神領となして移住せしより勝間の名ありとの諸説紛然、其の孰れの是なるかは詳ならず、更に一説あり、其の説に依れば本地は玉出の里と呼びしといふ、此の説に依れば字地の玉出は其の遺稱なるが如くに見ゆ、近時改稱せられし町名の玉出は、此の玉出の里なりといへるに依りしものならん。(大阪府全誌卷之三、第五八三頁)

如上西成郡史の所載も大阪府全誌の所載も型を同一にせるを以て、兩書の對照によりて發明する所なく、其の中に孰れも仁治年間勝間の大連なる人によりて開發されたりとの説に幾分の信を置きたるやの感あり、されど本書既に之れを敘述せ

る如く、大連の官名は仁治年中には全く之れなきことを考ふれば、兩書の編者が穿鑿したる所は尙未だ大いに至らざるものあること、何人の眼にも著明なるべし、唯勝間の大連なる者が曾て在世せざりしとするも、何人か此の地を開きて住吉神社の神領としたることは當然信せられ得べく、又此の地の開發が仁治の頃なりしことも新たなる反證出で來らざる限り之れを信じて可なるべし、何となれば上文記載(西成郡史所載勝間村の項)せる如く、元應元年興福寺が住吉玉出の里より此の地に移りたりと云ふに見るも、元應以前に既に此の地を開發せること疑ふべからざればなり、元應と云へば後醍醐天皇の御宇にして、元應元年(紀元一九七九年)なるを以て仁治元年(紀元一九〇〇年)に對し正に七十九年の後に相當せり、海面開墾後七八十年を経ば定めて村落も發展し人口も増加すべく、従つて宗教上の儀式に必要なる寺院の設立を見るに至るは當然の事と稱すべし、故に仁治年間に開發したりとの事は之れを信する亦決して理由なきに非ず、而して後に至りて織田氏の時代に勝市郎右衛門なる人が此の地を開發したりとの事は既に前頁に記載せる所なるが、此の事亦充分信用すべき憑徴あり、斯く言へば或は甚だ奇異に感ずる人もあ

るべく、曩には仁治年間に之れを開發したる者ありとの事を理由ありとし、後には又織田時代に開發したる人ありとの事をも採用するに於いては、其間自ら矛盾撞着を生せずやとの疑問をも生ずべし。されど斯かる疑問は直ちに晴るゝものなり。即ち今日の玉出町の土地が決して一時に開發されたるに非ず、漸を逐ふて發展したることは何處の新開地の歴史に徴するも明かなる所なり。然り而して勝氏の開發したりと云ふは必ずや第二次若くは第三第四次の開發なるべく、勝氏以前にも何人か既に開發せるは疑ふべからず。夫の興福寺が元應元年既に住吉より此地に移轉せしとの事實に見るも勝氏以前に開發者ありしは明かにして此の地の開發者が決して一人にあらざることとは毫頭も疑ふの餘地なかるべし。之れに依つて類推するときは、或は仁治以前に早く此の地を開發せし者ありしやも知れざるが、仁治開發の事績さへも證憑確實ならざるに、其れ以上の時代に遡りて、遠く玉出町の開發史を考究する如きは實に容易の業にあらずして結局徒勞の恨みを殘すに過ぎざるべきを思ひ、穿鑿は此の邊に停止せり。尙參考の爲め「玉出實記」の所載を茲に掲出することとせん。

勝間の濫觴

(玉出實記)

抑も攝州西成郡勝間村といふは古しへ住吉の神領二萬六千石たりし時こつまの里といひて奥天神の巽に在し在所なりき。其里の長を勝間の大連と申して累代住吉の郷士にてぞありける。人皇八十七代後嵯峨院御宇仁治の比當地を開發して神領とし住吉郡に屬せしめ則ち大連支配せられしが餘りに程遠ければ里人と共に屋敷を率いて此地に移住ありしなり。然れども地面廣さによりたやすく田畠調はざりしを木津難波今宮或は安部野邊より出作して次第に入込み、ようようにして人家定りて勝間千軒といふ程の一村とぞ成にける。住吉より開發の地なり中頃諸國の神社領減少ありし時當地も天領となる。大連の家はいつの頃にかなく成たれど一村は猶歴然たり。其の頃の村高並書物は亡失して知れず。慶長十四年大阪より片桐市正御竿にて村高千四百四十一石三斗三升四合と記されし是を古檢其頃の帳面には住吉郡の内古妻村と書しなり。東照神君天下御一統の後西成郡勝間村と御改有しなり。其の後延寶五年巳年青山大膳亮御竿にて

千四百三石五斗三升三合と成る是を親檢 親檢より當午年迄百九年に成る。古檢は百七十九年に成る開發よりは凡五百四十年餘に成る。

此の記録は天明六年丙午年九月に樵果亭漁童なる人の手にて識されたるものにして、考證上には例へば勝間の大連を擧示せる如く、甚だ杜撰なりと見るべきものなきに非ざるも、さりとして又全然無根の想像説を書き列ねたるものにも非ず。右の文中、後嵯峨院の御宇仁治の頃とあるは四條天皇の御宇の誤りなるべく、後嵯峨院の頃には仁治なる年代はなく院の御即位により寛元と改めらる。又勝間の大連といふ累代住吉の郷士ありたる旨の記載あるも、大連は左右大臣に匹敵すべき朝廷の大官にして斷じて郷士などの類にあらず。加之大連は本邦上古の制度なるを以て、仁治年間即ち鎌倉北條時代に斯かる職名あるべき理由なし。それ等を綜合するときは「玉出實記」の記録の考證極めて杜撰なること一目瞭然たるが、勝間村發達の徑路を叙したる點については多少参考となすべきものなきにあらざるなり。

玉出の由來

勝間の由來、換言すれば「こつま」の穿鑿に就いては筆を此の邊に止め、之れより轉じて「こつま」以前の名稱たる「玉出」の由來につき述ぶることゝすべし。蓋し「玉出の里」なる名の出所は全然神話に屬するものにして、之れを史實とするは當らず。故に此の問題につきては讀者宜しく一篇の傳説として考慮せられたきことを茲に望む。若し之れを史實として研究せんとせば、各人其の見を異にするを免れずして到底收拾する能はざるに至るべし。何となれば事は三千年以上の上古を摸索する神代史に屬するものにして、記録の據るべきもの少なく、從つて之れを神話として見るより外に道なきこと、理に於いて甚だ明かなるもの之れあればなり。而して此の神話に關しては前に引用せし「玉出實記」は極めて有力にして且興味あることを認めらる。尙下掲の文中「こつま」の語源につきても亦考古家の一考を要するに足るものなきに非ざること茲に附言すべし。

「こつま」の字訓

(玉出實記所載)

【一】「こつま」むかしは古妻と書き中頃より勝間と書て共に「こつま」と訓す。其由來

を尋ぬるに地神五代のいにしへ第四代目の御神を彦火々出見尊と申奉りしが此の神火ほのすせりのみこと關降命の釣針を失ひ尋ねわびて海邊に吟び給ふを鹽土老翁しほつておぢといへるがおしへにて海神わたつみの宮に到り着たまふ。海神の姫水を汲まんとて玉の井の元に立寄り尊を見奉りて父母にかくと申す。海神慇懃に請じ入奉り事の由を聞て懇にかくまひ奉る。尊海神の姫を娶りて此宮に留り給ふこと三とせ計に及べり。天孫常に郷をおもふの心ましますせば潮満瓊しほみづたま潮潤瓊しほうるたまの寶珠を授け奉りて本國に歸し送り奉る。時に姫懷妊し給へばやがて迎へ取り給ふ。既に臨産の時姫の曰ふに必ず産家をな見給ひぞと。天孫此の詞をあやしみ密にのぞき見給へば産のなやみに龍のすがたぞ成り玉ふを姫深く慙ぢ恨みたまひて御妹を幼御の介添にぞいめ置再び海宮に歸り給ふ。この御兒を鶴萱茅不合尊と申奉る。

右は神代の卷に見わたる處なり此處が住吉の神秘なる口授なり

【二】此火々出見尊天位を受繼たまひて兄弟日向の國にまし／＼けるが兄の心あら／＼敷常にうしなひ奉らんと心の心あるにより釣針の失せしに事よせさまさま無体をいひかけ責たまへば御身の置所なく海邊に出て愁ひたまふを鹽土

翁おきな懇こに誨をへて無目籠めなしかたみと云ふ船に尊を乗せまゐらせ海東に落し奉る。遙の海上をへて此浦につきたまふ即ち岸にあがりてこゝかしことイみたまふ折から美しき姫の井の元に居て尊を見奉るにやんことなき天孫の御事なれば處目なれず打驚きて父にかくと告知らせ謹んで我家に請じ事のよしを尋ぬるにしか／＼の事にて此處に吟ひ來れり汝を頼むよし仰せければ海神さうなくうけかひてかくまひ申奉る。此姫うるはしく心さま優やさがたなるに尊心とまりて深き契りの御中とぞ成りたまふ。仍て海宮に留まりたまふこと三年計を経たまふ姫を豊玉姫といひ、父を豊玉彦といふ

但海神は諾尊の心化したまふ所の底津男命、中津男命、表津男命の御事にして豊玉彦は其の祭官にまします合徳の神成を以て同じく海神と申奉る。とぞ海神忠實の徳至誠の威によつて失にし釣針ふたゝび御手に入る。天尊常に兄の暴虐にして皇統のみだりかはしきを歎き古郷の事を懷ひたまふ御心まします。せば潮満、潮干の寶珠を尊に授け奉り御神軍のはかりごとをおしへて御門出を導き西海に送り歸し奉る。尊彼玉をもて教のまゝに行ひたまへば兄の尊たちごこ

ろに降参して随ひたまふよつて安々と國を平げ世を治め給ふ
此の玉を得たまひし處を玉出の岸といひ其處の里を玉出の里といふ又軍に

勝の心にて勝玉の里といふ

豊玉姫懷妊しましませば御國に迎へ取玉ふ。姫の性質甚だ節義にましませば産
期に逼り醜き姿にてまみへんことを恐れて君かならず産家にいらせ給ふなど
止めたまふ。是れ人の婦たる者の愼なり。されども御寵愛の上殊におの子御平誕
の御悦に産家をのぞかせ給ふ。産の惱みに容儀みだれて殊さら不淨なるさまを
見せまいらせしを姫深く恥おほし見て御妹玉依姫と申すに御子を預け置きて
本國此地に歸り去らせ給ふ

本文に龍となるとは海神の女の縁語産所の秘める姿を強くいはんとして譬へ
て書し物なり。此龍の字あるによつて海宮を龍宮と俗にいひ傳へしなり。龍宮
の事は浦島の子よりいひ出し寓言なり。
其後尊姫の方へ御うたよみて贈りたまふ

おきつ鳥かもつく島に我いねし

妹はわすらしよのことくも

姫の御返し

あら玉のひかりはありと人はいへと

君がよそひしたふとく有けり

天孫かやうに常に姫をおほし見て此地をさして古妻の里ごのたまひしなり。彼
勝玉の里のたの字を略してかつまの里なり。又「ふるつま」を古妻と訓してかきく
けこの通音なれば「かつま」と書ても「こつま」と訓す。二説を合して一つによみ傳へ
しものと知るべし。扱姫の尊を見初たまひし處の井に社を建て尊と姫とをいは
ひこめ井戸の御社と崇め奉る。神館殿の西に在り。大海神の御社は海神豊玉彦と
申奉る。又此御社の庭北の脇に志賀大明神と申すは尊と姫と豊玉彦と三体なり。
珠出岸此處と定めていひ傳へしはなけれどすべて大海神の前わたりなるべ
し。或は珠出しまといふ。

秋祭りの事

住吉奥天神と申し奉るは上古の天津神にてまします。氏子は龍の橋より北當村まですべて拾ヶ村なり。御神事は八月九日にて他の村々はねり物などし毎年賑へり。然るに勝間計りは昔より此の日を九日のよみやと唱へて家別に提灯は出せども祭とする人すくなし。例年半日の休みなり。月を越へて九月十三日を祭りといひて提灯を出す是れも半日の休みなり。同じ天神の氏子につらなりて何ゆゑ他村と當村とことなるや。九日には此社に神供を奉りて拜殿に御神樂を奏するひまなし。九月十三日は明神御神事にて當社は常の如くなり。宵宮と當日と神事の處替るいはれ有まじといふかしく思ふ物から予が同志の輩をいひ合はせ九日を祭りとし、十三日には提灯も出さず、よつて近來は提灯も半班となれり。されども又近年十三日濱邊に相撲をはじめて例のごとく賑はしければ何の譯もなく祭と心得し人又少なからず。かく我産神祭うぶすなのみたりなるは國法にも違ひ且は神慮にもいかゞと恐れて思へば、住吉の仕宮沼間先生は予が舊知己なれば、或

る日雑談の席に右の仔細を語りて猶本縁を示し給へと尋ねければ先生暫く黙して詞なかりしが膝を打てさて、有難き事を初めて聞物かな。天神の氏子村々のうちに「こつま」計九日を宵宮といひ十三日を祭といふとや。感ずる事ある餘り底意なく申さん、抑も九月十三日を玉出の御神事といふて彼干瀆の玉を奉りし日なり、依て神配を大海神のまへ玉出の岸にて行はるゝ勝玉の御神事略していへば「こつま」の神事なり、玉出の里むかしと所こそかはれ勝間の里のことなれば「こつま」に於いては祭りといふ事柄焉也。當社の神領たりし時は定めて嚴重の祭にて有ぬべし、神秘なれば今は知る人なき筈なり。知らぬのみかたまゝいひ傳へしをさへ却つていひ消さんとするに猶残りて半班ながら御神燈も今に奉る條、神代の事實人をしていはしむる處なれば感涙押へがたし。かばかり神代の餘光自然といひ傳へし由緒ある地名と知る上は今年よりあらためて十三日の祭廢れるを興して御神燈など家別に捧げられれば神慮頼母しかるべきものなり。此の日を「たから」の市といふも寶珠を授けしによるなるべく又神宮皇后三韓退治の後異國より年々灯の御調物を送りしを此岸にて市有しとぞ又相撲會